

## 令和3年度 第3回 日野市子どもの貧困対策推進委員会 議事録

日 時：令和4年2月22日（火） 午前10時00分～午前11時30分

場 所：日野市防災情報センター 災害対策本部室 （Web兼用）

出席委員：福田委員長、小田川副委員長、加藤委員、星野委員、藤浪委員、阿部委員、山口委員、小林委員、村田委員、中田委員、山下委員【11名出席】

欠席委員：中村委員、高橋委員

事務局：簗野センター長、阿部係長、稲葉係長、鳥井山係長、小林主査、吉岡主任、古城主事、川久保会計年度任用職員（欠席：兼子参事）

### 【配布資料】

資料1．基本方針改定スケジュール案

資料2．第2期基本方針案（全文）

資料3・基本方針案第4章 4．体系に基づく主な事業 抜粋

### ◇次第内容

- (1) 基本方針の改定スケジュールについて
- (2) 基本方針の改定案について
- (3) その他

### 1. 開 会

- ・新型コロナウイルス感染症予防のためWebと併用で開催し、傍聴者なし、庁内委員も不参加
- ・事務局（簗野センター長）より委員の出欠の報告及び会議の成立を宣言した。

事務局：定刻になりましたので、ただいまより令和3年度 第3回 日野市子どもの貧困対策推進委員会を開催いたします。事務局のセーフティネットコールセンター長の簗野でございます。本日は、ご多用のところご出席をいただき、ありがとうございます。本日は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してWeb併用型で開催いたします。また、庁内委員は参加しておりませんので、ご了承ください。本日の出席者は、会場とWebの合計で11名、委員の過半数を超えていますので、「日野市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱」第6条第3項により会議は成立しております。

本日の資料について、阿部係長のほうからご説明させていただきます。

事務局：セーフティネット係長の阿部でございます。よろしくお願いいたします。

今回の開催にあたりまして、資料の配布が直前になってしまい申し訳ございませんでした。それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず、次第です。

次に、右上に資料1と書いてあるカラー刷りの「基本方針改定スケジュール案」

それから次に、資料2「基本方針の素案」の冊子です。80ページくらいある分厚いものです。

次に資料3とあります表になっています事業の一覧、カラー刷りのものです。

Webでご参加の方にはメールでお手元に届いてるかと思いますが、不足等がある方はいらっしゃいますでしょうか。会場でご参加の方については、余部を用意しておりますので、不足等がございましたら、おっしゃってください。

それでは、本日の会議を次第に沿って進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここからの議事進行につきましては、福田委員長にお願いいたします。委員長、よろしくお願いいたします。

## 2. 会議内容

### (1) 基本方針改定のスケジュールについて

- ・事務局からの基本方針改定スケジュール案（資料1）の説明に対し、各委員からの意見等を求めたが、意見はなく、承認された。

福田委員長：改めまして皆さんおはようございます。第3回の委員会にご参集いただき、ありがとうございます。こういう形で開催するのは初めての試みですので、事務局の方もいろいろ準備に工夫いただいて、このような形になっております。それでは、本日の委員会を次第に沿って進めて参りたいと思っております。傍聴については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご遠慮をいただいております。

まずはは次第(1)基本方針の改定スケジュールについてです。事務局、お願いいたします。

事務局：それでは次第(1)基本方針の改定スケジュールについてお話しさせていただければと思います。11月の第2回の推進委員会にて、改定スケジュールの変更につきまして、具体的には延長ということで、ご検討をいただきました。当初に予定させていただきました令和4年4月の改定を、6か月から9か月間繰り下げまして、令和4年10月、もしくは令和5年1月にさせていただくということになったところでございます。

本日は、更に具体的な改定時期と、これに伴う作業工程につきましてご検討いただき、改定スケジュールの見直し工程を決定させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入ります、資料1のA3縦書きの資料になります。基本方針改定スケジュール（案）をご覧ください。

資料の内容につきましては、第1回、6月の推進委員会にてご検討、ご承認いただきましたスケジュール（案）を基にして、令和3年11月の推進委員会までの実績及び令和4年4月以

降の作業工程を追加したものになっています。

また工程表の下に、スケジュールの見直しをする理由と現時点での結論、方向性を整理させていただき、見直し後のスケジュール（案）とさせていただいているものでございます。

それでは、主な内容につきまして、ご説明させていただきます。

まず資料の見方でございますが、上段の工程表、左端、水色の見出し、内容欄の上から9行目の部分、第2回推進委員会、令和3年11月までにつきましては実績とし、経過した部分になります。そのため、黄色の線で見切り線を引いて整理させていただいております。

また、当初に予定していた作業工程の時期として、令和4年3月の部分に赤の見切り線を引かせていただいております。

その上で、9行目、第2回推進委員会、令和3年11月以降につきまして、作業工程を再検討させていただいております。

結論から申し上げますと、改定の時期を6か月繰り下げまして令和4年10月とし、作業工程を延長しているものでございます。

12行目、本日の第3回推進委員会以降での「基本方針改定（案）の作成」につきましては、3行下の15行目、「最終案としてまとめる」までの作業を令和4年5月中までに行うという段取りになっております。その下16行目、令和4年7月上旬に令和4年第1回推進委員会を開催させていただき、最終案のご確認と内容共有をさせていただいたうえ、ご意見をいただき、修正点等がないかなどの、ご議論いただきたいとということでございます。また、これに並行しまして、17行目、市議会への推進委員会での検討状況と最終案の周知などを行えばと思っております。併せて、その下、「パブリックコメント」にて、広く市民の方々にご意見をいただく手続きを予定いたします。

続いてその下、9月下旬に第2回推進委員会の開催を予定させていただき、ここでは、7月の第1回推進委員会での修正点を反映した「最終案」のご確認をいただくとともに、議会からの意見、パブリックコメントの結果を共有させていただき、そのご意見等を反映するかどうかのご議論をいただきたいと思っております。

その後、9月中に内容を確定させ、10月より改定後の方針での取り組みを行っていく予定とするものでございます。

続きまして、工程表の下のスケジュールの見直しをする理由につきまして共有させていただければと思っております。前回、11月の第2回推進委員会での内容につきまして整理させていただいたものになります。前回は3点申し上げたのですが、大きく2つに整理させていただきました。

1点目として、見直し案の作成を進めていく中で、各担当部署とも、コロナに対する応急的事業に大きく動かされ、今後の予算編成等の体制が見通せず、具体的事業の検討や調整が困難であったこと。

2点目は、感染拡大等、今後の社会情勢も不透明な中で、『アフターコロナ』を見据えた計画を検討するために、一定期間、状況を観察する必要があったことです。

実際に、11月の推進委員会の当時は、令和3年7月から10月にかけての第5波が収束傾向となっていた時期で、令和4年が明けてからのオミクロン株による第6波の予測が立たない状

況でした。引き続き、関係各部署では第6波への対応に大きく業務が左右されており、1点目、2点目を踏まえまして、最短と考えられる6か月繰り下げて、10月改定の案とさせていただきます。加えて、この半年間の取り組みの進行管理につきましては、現在の基本方針を暫定的に使用していきたいと思っています。

ご説明については以上でございます。推進委員の皆様のご意見、また、ご議論をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

福田委員長：今、センター長よりスケジュールの見直しについての理由と結論・方向性についてのご説明がありました。紙ベースの資料のほうですね、上の方の時系列のところは、令和2年と令和3年となっておりますが、これはもちろん令和3年と令和4年のことですので、そのことをご承知のうえで、このスケジュールのプランをご確認ください。このスケジュールの見直しについて、理由はいずれも現状を検討した上での妥当な見直し理由だと思いますし、結論・方向性についても合理的な判断ということを私は感じておりますが、今のスケジュールの見直しについてのセンター長からのご説明に関しまして、委員の皆さん、何かご質問・ご意見がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次第の1の基本方針の改定スケジュールについては、今ご説明のあった結論・方向性をもって状況を見ながら進めていくといくこと。コロナの状況がまだまだ不透明なところもございます。今後の細かな修正等もあろうかと思いますが、事務局中心に適切な進捗管理のスケジュールを立てていって欲しいと思います。

それでは、次の議題に進みたいと思います。次第の(2)は基本方針の改定案ということで、これも事務局の方から説明をお願いいたします。

## (2) 基本方針の改定案について

- ・事務局からの基本方針の改定案（資料2及び資料3）についての説明に対し、各委員から意見等をいただいた。

事務局：それでは、次第の(2)基本方針の改定案についてご説明いたします。資料2の冊子をご覧ください。変更点につきましては、欄外にコメント等が入っていますが、細々としたものを全て挙げていきますと数も多くなりますので、単純な年度やデータの更新等は適宜割愛しつつ、重要な点に絞ってご説明いたします。また、素案としては未更新の部分とか、策定途中の部分はまだ多くありますので、申し訳ありませんが、ご了承いただきたくお願いいたします。

それでは、順次ご説明いたします。

「第1章 基本方針策定にあたって」「1 子どもの貧困について」の部分です。

3ページ「(2) 子どもの貧困とは」と「(3) 「絶対的貧困」と「相対的貧困」」のところに、説明文として追加をしています。

次に5ページをご覧ください。「2 基本方針の位置づけと対象」のところは、下の図を更新し、「日野市子ども条例」を追加しています。

6ページ「3 基本方針の期間と見直し時期」ですが、先程次第(1)でご説明した通り、基

本方針の第2期として、令和4年10月からに変更となります。

7ページ「4 SDGsに関する子どもの貧困の取組」ということを新しく追加しております。SDGsに関しては、子どもの貧困の概念で関りの深い内容になりますので、記述を追加しています。続きまして「第2章 日野市の子どもを取り巻く現状分析」です。

「1 日野市の現状」「(1) 日野市の人口・世帯数の状況について」のところでは、

11 ページ 一般市民の方の目に触れる機会を意識して、コラム的なものを方針の中に差し込んでいます。このページは「生活保護」とは?となっているのですが、この11ページ以外のところについても、所々コラム的なものを差し込んでいます。

16 ページ 欄外のコメントに記載していますが、現行方針の「学校の授業がわからないと思う割合」と「学習スペース、勉強机がない割合」の2点については、構成を変えて37ページと39ページへそれぞれ移動しています。

19 ページ ⑤として「日野市の小中学校におけるいじめ・不登校の状況」を新規で追加しています。

22 ページ コメント欄に記載していますが、現行方針にあります「⑨体験活動の有無」「⑩クラブ活動への参加」は、この素案では削除しています。

24 ページをご覧ください。コメント欄に記載していますが、現方針にありました「③平日の放課後や自由時間、休日の午後を過ごす場所」「④平日の放課後や自由時間を一緒に過ごす人」「⑥夕食を誰と食べるか」「⑦夕食の内容について」の4点については、素案では削除しています。また、現行方針にあります「⑤平日に朝食を食べない日があるか」、いわゆる朝食欠食については、削除せずに41ページに記載しております。

次に「(3) 経済状況や保護者の状況について」です。

25 ページのコメント欄に記載していますが、ひとり親家庭の状況については、次の26ページで注目ポイントとして触れています。

27 ページに「②保育施設への在園者数及び在園時の状況」を新しく追加しています。

次、31 ページをご覧ください。「⑥ひとり親家庭就園率」を追加しています。

33 ページ「⑧児童虐待の状況」を追加しました。文言中にコロナ感染症との関連性についてひと言触れて説明しています。また、注目ポイントも併せて追加しています。

34 ページ「2 生活実態調査から見える状況について」です。ここからのページは、前回の委員会で配付いたしました、令和3年10月に発行した「子どもの生活実態調査集計・分析結果」を基に、内容を抽出して記載しています。

41 ページ、先ほど述べました朝食欠食については、「⑤朝食の状況（保護者アンケート）」としてここに記載しています。

42 ページ ここに「⑦ヤングケアラーの状況について」を記載しています。併せてコラムも追加しています。ヤングケアラーという言葉や問題についてご存知の方も多いかと思いますが、わりと新しい、最近注目されていることかと思しますので、コラムを含めて記載をしています。次は49ページです。「(5) コロナ禍の影響について」と言うことで、コロナの話をピックアップして記載をしています。「①コロナでの家計の変化について」として、子どもの年代別で保護者に行った調査の回答を記載しています。食費と水道光熱費について「とても増えた」の回

答が多く、困窮層ほど影響を大きく受けていることが読み取れます。

51 ページ「3 第1期基本方針の評価」ですが、内容については今作成中でして、現行方針の76事業の達成状況について掲載する予定になっています。

54 ページ「第3章 共有すべき重要課題」については、現行方針の項目編成を含めて再構築してあります。

55 ページ「1. 全体的な傾向」として、始めに概念について図を差し込みながら記述しています。

56 ページ「2. 子どもの育ちについて」のところですが、子どもの貧困問題の主対象である子どもへの直接のアプローチとしてまとめています。

57 ページ「3. 経済面について」として、貧困の原因である経済的な側面から記述しています。その下「4. 生活困窮する家庭の保護者の生活について」は、保護者の方に焦点を当てた切り口でまとめています。

58 ページ「5. 相談・支援体制について」では、必要な支援対策の一つとして、常に挙げられる対象者への支援体制の切り口をまとめています。

続きまして、61 ページからは「第4章 基本的な考え方及び対策」です。基本的には現行方針を踏襲しています。

62 ページ「1 目指すべき姿・基本的な方向性（目標）」です。現行方針を第1期、作成中のこの基本方針を第2期とし、イメージ図的なものを差し込んでいます。

63 ページ「2 基本的な方向性（目標）」での5つの方向性は、現行方針を踏襲しています。一番下のところに「横断的なテーマ」として「コロナ禍による子どもや保護者の環境の変化への対応」を追加しています。項目出しだけですが、コロナ禍に関わる部分を取り出して策定していきます。

64・65 ページ「3 目指すべき姿・基本的な方向性（目標）の施策体系図」は見開きで、作成中の基本方針の概念をイメージ図で表現しています。

66 ページからの「4 体系に基づく主な事業」については、今策定中の個所になりますので、恐れ入りますが、冊子ではなく資料3の方でご説明させていただきます。

それでは資料3をご覧ください。

資料3の構成としては、一番左側に、現行方針にある事業ごとに通し番号をふっています。この通し番号をベースにしてご案内していきますので、説明個所をご確認ください。また通し番号は、現行方針に記載のある事業にのみ振っており、新規事業には振っていません。新規事業を中心にご説明しますので、その場合は、通し番号のすぐ右に4桁のコードをつけてありますので、ご案内いたします。

資料3の全体的見方として、色を付けていますが、赤字になっている部分は、修正が確定している部分と、主に新規項目に関する部分です。青字の部分は、検討中、未確定の部分となっています。表の左から2番目、「R4」の列が水色に塗られている事業は、目標を達成した事業で、セル内には「維持」と記載されています。これらの事業については、これから作っていく素案の中では、維持していくべき事業として、別立てで整理して記載することを予定しています。新規事業のところが多いのですが、一番右の「担当課」欄が黄色に塗られている事業は、主管

する部署が未定となっています。

概ね今ご説明したルールで整理しているつもりですが、手違い等もあるかと思しますので、その場合はご指摘いただければと思います。

また、改定案の第4章「4 体系に基づく主な事業」の部分については、ほとんどが検討中となっており、あまり進んでいないのが実情です。今後適宜検討して参りますので、ご了承いただければと思います。

それでは新規事業を中心に、抜粋してご説明いたします。

まず、1 ページ「基本的方向性1」の「施策項目1」の中では、ナンバー3の下、新規事業として検討するものとして、1104と1105の2つがあります。「子どもオンブズパーソン制度」の創設」と「就学前児童・妊婦への教育」については、掲載するかどうかも含めて今後検討いたします。

2 ページの「施策項目4」の16番の下、1405と1406です。「⑤JA 東京みなみ及び市内農業者の協力による「農業体験」の実施」と「⑥地域の多様な主体と連携した「子どもの居場所づくり」の推進」の2つについても掲載の可否を含めて今後検討いたします。

すぐ下、17番と18番については、もともと1501と1502は現行方針だと別立てになっています。共に奨学金の施策のため、統合して継続施策として掲載していく予定です。

その下への1503は新規で、「②各校の取り組みに対する支援の継続、先進事例の紹介等の支援の実施」とありますが、青字で記載しましたように、意見の内容を確認の上、項目の文言を含めて検討していきます。

2 ページの一番下、「基本的方向性2」の「施策項目1」の22番の事業です。児童・生徒の朝食欠食の問題ですが、青字で記載しました通り、実現に向けては様々な課題のある難しい項目かと思えます。一つ目のステップとして、例えば実態調査を行うなど、朝食欠食解決に向けて、できる部分としてこういったもの部分があるのか、引き続き検討して参りたいと思っています。

3 ページ26番の下、2205「⑤『休日歯科応急診療所』との情報共有」は新規で、担当課については未定です。

その下、28番の下の2303から2306までが新規となっています。この中で2304と2305がヤングケアラーに関する項目です。ヤングケアラーの実態を把握すること、またケアラーの概念を広く周囲に浸透させることにより、早期発見につなげていくなど、環境づくり等の記載を検討していきます。

一番下、34番の下、2407が新規です。「今後の幼児教育のあり方の検討・検討組織の設置」を項目として検討します。

4 ページ「基本的な方向性3 子どもに係る経済的負担の軽減を図ります」の「施策項目1 公的制度による適正な支援」の42番の下、3106、3107、3108が新規です。

3106は「無償でモバイルWi-Fiルーターを貸与することにより、困窮家庭の経済的負担の軽減を図る」です。今現在担当課欄は空欄となっています。

3107は「学校における生理用品の配備」で、新規です。担当課は庶務課です。

3108は「市役所庁舎内・子ども家庭支援センター・児童館・子育て応援施設（もぐもぐ）・フ

ードパントリーでの生理用品の無償配布」で、担当課はセーフティネットコールセンターとなっています。

5 ページは特に新規項目はありません。

6 ページ「基本的な方向性 5 効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します」の「施策項目 1 支援を要する子どもの情報集約と連携」、69 番の下、5103 と 5104 が新規です。

5103 は「ヤングケアラーに関するアンケート調査を実施（実態把握）し、情報を集約し支援調整会議等設置」となっています。先ほどお示しした 2304、2305 とほぼ同じ内容であり、重要な項目ですので、事業としての掲載の文言とか、掲載箇所について適切な場所を引き続き検討していきます。なお担当課についても未定です。

5104 は「子どもの居場所づくりに関心のある団体等が連携し、情報を共有する場づくり」としています。これも担当課は現時点では未定です。

7 ページ「施策項目 3 相談機能と連携体制の強化」、74 番の下に新規の 5303、5304、5305 があります。

5303 は「(仮称) 子ども包括支援センターにおける「相談窓口：子どもなんでも相談」の設置」です。担当課は現時点で未定です。

5304 は「ヤングケアラーに関するアンケート調査を実施（実態把握）し、情報を集約し支援調整会議等設置」とし、5305 は「ヤングケアラーへの支援の実施」としています。5304 は先ほどお示しした 5103 と同じ項目になりますので、その前の 2304、2305 と共通の項目ですので、記載場所を検討します。

5305 は「ヤングケアラーへの支援の実施」としていますが、まずはケアラーの実態調査等を行った上で、現状を確認しつつ、その先に支援策を検討することになるかと思えます。

ヤングケアラーについては大きな課題として、現在策定中の方針の中で検討していきます。駆け足で恐縮ですが、資料 3 については以上でございます。

それでは、資料 2 にお戻りいただきます。76 ページをご覧ください。

「5 指標」を第 4 章の最後に記載しています。指標の内容は現段階では現行方針を踏襲しています。現行方針は、章のはじめの方に指標の記載がありましたが、記載場所についても改めてご意見を頂戴できればと考えております。

77 ページ「第 5 章 推進体制」です。次ページの「1 推進体制」のところも、現行方針を踏襲していますが、記載内容は現在未更新です。関係団体等との連携についてもイメージ図はございますが、基本的には現行方針に大きく手を加えてはいません。巻末には現行方針と同様に「資料編」を掲載する予定でありますが、改定案にはまだ記載しておりません。

ボリュームがあって、駆け足だった部分もございますが、以上が基本方針改定案のご説明となります。

福田委員長：ありがとうございました。かなりの情報量でございまして、まだ十分お目通しされてない委員の方もいらっしゃると思います。この改定案を第二期の基本方針の案として提示されました。先ほど承認いただきましたスケジュール案ですと、これから修正の作業に入っていくということで、今日いただいた意見だけではなく、後日また事務局の方に意見をおっしゃっていただきたいと思います。まだ説明不足のところもあるかと思っておりますので、ご質問等がござ



いましたら事務局までいただきたいと思います。今の時点で、特にここを説明して欲しい、あるいはぜひここを修正してほしい、追加してほしいということがございましたら、各委員の方々からご意見、ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

星野委員：市民委員の星野と申します、よろしくお願いたします。

資料2 基本方針の3ページのところに、絶対的貧困と相対的貧困について入れていただいて、すごくわかりやすく皆様もわかると思うのですが、一つだけ、ちょっともったいないと思うのが、相対的貧困っていうのがすごくさらっと書いてある。日本ではこれですね。だからこそ、貧困が見えにくくなっているというのが、これだとわからない。私の周りでも貧困がないと本当に思っている。貧困っていうイメージが、絶対的貧困をイメージしてるんですね。だから皆さん、貧困が周りにいると思ってない、ということがすごく感じられるのではないかなと思うのです。日本の状況っていうのが今どうなのか、絶対的貧困はないっていうことはわかりますけども、相対的貧困は見えにくくなってるっていうことは、ここではちょっとわからないかなと思います。ちょっと一筆、もう一つ追加して何かわかるようにしていただけたらということが1点です。

あともう1点よろしいでしょうか。33ページの児童虐待の状況のところ、先ほどのご説明で、注目ポイントのところにコロナならではのコメントを追加されたということをおっしゃっていたんですが、これを読むと、新型コロナウイルス感染拡大により子どもと過ごす時間が増えたことによる増加も考えられますと書かれている。新型コロナウイルスが普及する前というか、始まる前は、子どもと過ごす時間を増やすことが子どもの虐待を減らすことになるんじゃないか、密接に親子がかかわることがいかに大事かということをお母さんたちは保育園の先生とかから結構強調されたのではないかなと思うのです。この記載はちょっと反対で、どうなのかなと感じてしまいました。コロナ前は密接ということをお求められて、コロナ禍で密接が虐待につながるということを言い切ってるような感じを受けましたので、ちょっとここのお考えをいただけたらと思います。以上でございます。

福田委員長：今、星野委員からご意見いただいたところについて、事務局の方でも検討していただきたいと思います。絶対的貧困と相対的貧困というところは、その次の(4)の貧困率についての説明を丁寧にするということで、相対的貧困とはどういうことかということに繋げて、わかりやすく記載して、この報告書を読んでいただく方を含めて、市民の方にも、貧困に関しての関心、積極的な関与というものを促すような方向に持っていければというふうに考えております。ありがとうございました。

それから虐待のことについては、このコメントを書かれた方は、おそらくいろいろな調査の結果、あるいは研究成果とか、根拠があつての文言だと思います。しっかりとその根拠に当たっていただいて、コロナ禍と虐待というものの関係を合理的に説明しないと、非常に誤解を招きやすいというところがあるかなと思いますので、この点またご検討ください。ありがとうございました。

他に委員の方、いかがでしょうか。

藤波委員：日野市子ども条例がしっかりと位置づけられたということは大変喜ばしく思っています。私は今、子ども子育て支援会議にも出席しておりまして、そちらでは、子どもの権利条約のこ

とや、日野市子ども条例のことを事務局と委員とで熱く語っておりますので、ぜひそのスピリットをこの子どもの貧困対策にも入れていただきたいと思っています。

そして、子どもの権利の中で、子どもが遊ぶ権利というのがとても大事だと思っているんですが、今回のこの基本方針改定案の中身を読ませていただいたときに、子どもの遊びというものについてどう捉えているのか。子どもの遊びというのは、学ぶことと同じくらい育ちにとって重要だと私は考えているので、そのような視点、子どもの遊びという文言が足りないのがちょっと寂しいなと思っています。事務局の方々はどう捉えているのかをお聞きしたいと思います。

それと、子どもの居場所作りに関わる団体との連携というか、支援という項目がしっかりと入ったのはありがたいと思っています。今子どもの居場所作りに関心のある市民の方がとても多くて、昨年から今年にかけて、公民館でも子どもの居場所作り講座というものを開催して、多くの方がお集まりいただきました。市民の力を巻き込んで、子どもの居場所作りをしっかりと位置づけて欲しいと思います。特に子どもの居場所を作っている人の多くの皆さんが実感していることは、学習の前にまず遊ぶこと、遊びが大事っていうことを感じられてると思います。なので、多分ここで体験の提供っていうところに遊びが含まれているのかなと思うんですが、やはり子どもの居場所作りには遊びが大事だと思っているので、ぜひ、そのようなことも記載していただきたいと思います。あと、子どもオンブズパーソン制度は、ぜひ推進していただきたいと思います。以上です。

福田委員長：ありがとうございます。今のご質問で、事務局の方から今お答えできるところがありましたら、お答えいただき、十分検討した上で返信ということであれば、また後日で構わないと思うんですが、何かございますでしょうか。

事務局：事務局の篠野です。子ども条例とのすり合わせについては、最終的な見直しはまだでして、今いただいたご意見はその通りだと思いますので、調整をして盛り込んでいければと思います。よろしく願いいたします。

福田委員長：ありがとうございます。小田川先生お願いします。

小田川副委員長：気になったのが、ひとり親家庭の支援についてとヤングケアラー支援なんです。26ページでひとり親の就労支援というのが注目をされていますが、この就労支援をするにあたって、やはりひとり親家庭では、お仕事に時間を費やす一方で、家事に費やす時間、子育ての時間というのが減っていくということになります。その支援を充実させるということが条件になってくるのかなと思います。計画全体を見ますと、子育て支援は様々な角度から盛り込まれているんですが、家事の支援というのが非常に手薄なのではないかなと思います。家事については、一定期間の支援というのがどっかにプログラムとしてあったかもわかりませんが、もう少し敷居の低い、また継続的に活用できるようなものが必要かもしれないというふうに思いますので、ご検討いただければと思います。

それから、ヤングケアラーについて、これから調査をしてしかるべき対策を盛り込んでいくということで、それもいいなとは思いますが、主な原因として、保護者が病気であるとか、困窮していて仕事が忙しいので、兄弟を見なければならぬとか、そ

うという理由が多くあるかと思います。その把握をするために、いろんな関係機関と連携をすることで、子どもの姿が見えてくるだろうということだと思っておりますが、今この計画の中で捉えられているのは、教育・福祉の領域での連携が捉えられている一方で、医療との連携が捉えられていないのではないかなと思います。保護者が、例えば精神的な疾患などで、もう動けないという場合、子どもが頑張るということなんですが、そういったところを把握するには、医療との連携というのも重要になるかと思っております。そのあたりも含めて連携についてご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

福田委員長：私も医療との連携は大事だと思います。

山口委員：ちょっと気になるところがですね、日野市は、子ども食堂が極めて少ないという印象です。

例えば、八王子市ですと20数か所開いてますし、多摩市とか町田市等においてもかなりの子ども食堂が設置されています。また行政としても、その子ども食堂に対して何らかの支援を行っています。何か、子ども食堂が開設できるような環境作り等を推進していただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

福田委員長：事務局いかがでしょうか。

事務局：担当は子育て課になりますので、関係部署にこのご意見を繋げて、調整していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

福田委員長：まだまだこの資料ですね、読み込みますと、アイディアとか修正点とかが出てくると思います。今後どのくらいを目処にというのは、後で事務局の方からお伝えいただけますが、ある程度の期間を設けて、委員の方々からまたご意見をいただければと思います。とてもボリュームがありまして、それから行政の各部署に渡っております。重複しているところもあるように思います。また横に突き刺していく、そういう軸も必要になってきますので、縦横で組んでいくというこの基本方針、事務局も相当苦心して作られていると伺っております。第一期に比べて、第二期は充実してきていると考えていますが、まだ表現ですね、特にとてもわかりやすく注目ポイントとかコラムを設けているんですが、誰が読むのかということをごひ考えていただきたいと思っております。専門家向けではないでしょうし、誰れ向けにこれを書いているんだろうか、読んだ方が誤解しないようにするということが、とても重要なかなと思います。こういうコラムというのは、どうしても言葉足らずになりがちです。つまみ食いのところでぼつぼつとトピックを上げていきますと、どうしても情報が歪んでしまうということがあると思っております。その点、十分に作成する際に根拠の資料にあたるか、十分に出典を明らかにしておくというようなことも必要かと私自身は感じております。図とかグラフとかを色刷りで挙げてありますが、グラフの読み方についても丁寧に、できるだけ誤解のないように伝わるような配慮をこれからしていきたいというふうに考えております。

他によろしいでしょうか。

次に進みたいと思っております。次第（3）その他になりますので、事務局からよろしくお願いいたします。

### (3) その他

- ・事務局から次回委員会の日程について、7月上旬開催が示された。また、今回の新方針への追加意見等の提出期限については3月20日を目途にすることで承認が得られた。

事務局：その他ということで、事務連絡を含めてお話しさせていただきます。

議題の(1)にありました通り、新基本方針の策定は10月以降になるということで了承いただきましたので、現行の基本方針は半年延長され、9月中まで有効であるということで対応していきます。

次回の委員会の開催については、先ほどスケジュールでもご説明申し上げましたが、おおむね7月上旬ということで事務局では考えております。開催日時については調整の上、メール等でお知らせする段取りになりますので、私どものほうからの連絡をお待ちください。よろしくお願いいたします。事務局からは以上になります。

福田委員長：委員からの意見を何うという期限はいかがいたしましょうか。

事務局：急ぎで恐縮ですが、3月中であればと思います。委員の方からなるべくたくさん意見をいただき検討して反映していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

福田委員長：今、3月中ということでございました。年度末の事務量もございます。なるべく短くしてこれから1か月、3月20日を目途にご意見をいただくということでいかがでしょうか。ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

他に、委員の方々から何かございますでしょうか。

ないようでしたら、これで予定された議題は終了いたしました。

以上をもちまして本日の委員会を閉会させていただきます。本日はご多用のところ、令和3年度第3回日野市子どもの貧困対策推進委員会へご出席いただきまして誠にありがとうございました。